

広報まえばし広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 広報まえばしの広告内容

名称	広報まえばし
規格	A4版 / 1号当たり32～40ページ
発行部数	約150,100部(世帯数の増減により変更有り)
配布期間	発行日以降
発行日・発行頻度	年12回(毎月1日発行)
内容	市からのお知らせ等を掲載
配布先・方法	市内全世帯 / 自治会による毎戸配布

2 広告枠の種類及びサイズ等

(1) 通常広告

サイズ(縦×横)	掲載場所	枠数	掲載料(税込)
45mm × 85mm	裏表紙の前ページ A4版の余白を除く部分を縦に2分割、 横に5分割したスペースの計10枠	10枠	1枠50,000円

(2) 特別広告

サイズ(縦×横)	掲載場所	枠数	掲載料(税込)
90mm × 178mm	裏表紙に2枠、2ページ目の下部に1枠 の計3枠	3枠	1枠200,000円

(3) 一面広告

サイズ(縦×横)	掲載場所	枠数	掲載料(税込)
241mm × 180mm	裏表紙の2ページ前 (通常広告のページの右側のページ一 面)	1枠	1枠300,000円

2 掲載できない広告及び入稿形態等

広告掲載できない 業種・内容	・前橋市税に滞納がある者。 ・紙面を切り取って使用するサービス券等を含む広告。 上記のほか、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に規定するもの。
入稿形態	広告原稿データをメールなどで提出してください。(完全原稿で版下を入稿)
入稿締切日	原則として広報紙を発行する日の15日前まで。(原稿内容の審査あり)
その他	・広告ページの余白内に次の文章が入ります。 「広告内容に関する質問などについては、広告スポンサーに直接問い合わせください。」 ・納入方法等の諸手続きについては、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。

3 申し込み

申し込み方法	掲載希望者は申込書(様式第1号)に次の書類等を添付して提出してください。また、広告代理店等の申し込み時は別途様式(広告掲載及び市税等調査同意書)が必要です。 ただし、継続して掲載を希望し前年から記載事項に変更がない場合や、市長が事務処理においてその必要がないと認める場合は、添付書類の一部または全部を省略できます。 (1) 広告の原稿案 (2) 商業登記簿謄本(登記の現在事項証明書)または主務官庁が発行した認可証・許可書等(コピー可) (3) その他、市長が提出を必要とする書類 なお、令和7年1月31日(金)から2月14日(金)まで、年度単位(令和7年5月号～令和8年4月号)で募集し、枠数を超える応募があった場合は抽選等で広告掲載者を決定します。募集締め切り後は、空き枠がある号のみ先着順で受け付けます。
申し込み締切日	掲載希望号の発行日30日前(必ず事前に問い合わせてください。)

4 掲載決定の方法

掲載可否の決定	前橋市広告掲載要綱、前橋市広告掲載取扱基準及び本要領により、広告掲載の可否等を決定します。
枠数を超える応募があった場合の決定方法	令和7年1月31日(金)から2月14日(金)まで、年度単位(令和7年5月号～令和8年4月号)で募集し、枠数を超える応募があった場合、希望掲載枠数が多い掲載希望者を優先(希望掲載枠数が同数の場合には、市内の企業を優先)。条件が同じ場合は抽選で決定します。募集締め切り後は、空き枠がある号のみ随時受け付けます。
通常広告、特別広告の掲載場所の決定方法	通常広告、特別広告の広告枠で掲載場所に希望がある場合は、申込時に掲載場所を指定してください。令和7年1月31日(金)から2月14日(金)までの募集で、同じ位置の応募があった場合、希望掲載枠数が多い掲載希望者を優先(希望掲載枠数が同数の場合には、市内の企業を優先)。条件が同じ場合は抽選で決定します。 掲載場所に希望がない場合や、競合により希望場所に掲載不可となった場合は、市が掲載場所を決定します。募集締め切り後は、先着順とします。

◆担当課 問い合わせ先

前橋市役所 総務部 秘書広報課 広報係 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 電話：027-898-5847 E-mail: shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp
